

平成 19 年 3 月 9 日

SBI ホールディングス株式会社

SBI アーキオリティ株式会社

登録住宅性能評価機関業務開始のお知らせ

***** 新築住宅、既存(中古)住宅向けの「住宅性能評価書」を発行*****

SBI ホールディングス株式会社(本社:東京都港区、代表者:北尾 吉孝)の子会社で、住宅及び建物の調査、検査、診断及び鑑定業務を提供する SBI アーキオリティ株式会社(東京都千代田区 代表取締役:川手昭二 以下「当社」)は、この度、登録住宅性能評価機関として国土交通大臣登録(平成 19 年 3 月 1 日 登録第 33 号)を行い、本日 3 月 9 日より住宅性能評価業務を開始いたしました。

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)は、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護、住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、制定されました。

当社は、この法律における住宅性能表示制度に基づき、国家資格者である住宅性能評価員が新築住宅及び既存(中古)住宅の性能を、設計や建設段階で適正に評価、判断し、国土交通大臣登録の中立公正な第三者機関として「住宅性能評価書」を発行します。この制度に基づく「住宅性能評価書」は住まいの品質を明確にして居住者の不安を払拭し、安心を確保すると共に、法律という共通ルールに則った判定基準は、住まい選びの指標や資産価値の向上に有効となります。また、この制度を利用することにより住宅に欠陥等の問題が生じた場合、安価で迅速な紛争処理支援や、住宅ローン金利、地震保険料などの優遇措置を受けることができます。

当社は、今回開始する住宅性能評価業務を通じてより多くの住宅取得者、取得予定者の安心安全な住まいの獲得を支援すると共に、SBI グループの持つ多様な不動産関連サービスとの提携により、住まいの資産価値の確保、向上に貢献することにより、当社の信頼、顧客基盤の拡充にも大きく繋がっていくと考えております。

当社は、これからも顧客の皆様のための建築品質、建築価値の確保と向上を支援すべく、様々な建築関連業務及び各種サービスの提供に努めてまいります。

◆登録住宅性能評価機関の業務概要

1) 設計住宅性能評価

業務の対象建築物： 全ての新築住宅

業務の対象エリア： 日本全国



2) 建設住宅性能評価

業務の対象建築物： 設計住宅性能評価を取得した全ての新築住宅

業務の対象エリア： 東京都(一部の島しょを含む)・神奈川県・千葉県・埼玉県・静岡県内の全て



3) 既存住宅性能評価

業務の対象建築物： 全ての既存(中古)住宅

業務の対象エリア： 東京都(一部の島しょを含む)・神奈川県・千葉県・埼玉県・静岡県内の全て



◆SBIアーキクオリティ株式会社の概要（平成19年3月1日現在）

- 1) 商号：SBIアーキクオリティ株式会社
- 2) 代表者：代表取締役 川手昭二
- 3) 所在地：東京都千代田区五番町4番地5 五番町コスモビル3階 〒102-0076
- 4) URL：<http://www.sbiaq.co.jp>
- 5) 資本金：1億517万5000円
- 6) 主な事業内容：登録住宅性能評価機関（平成19年3月1日 国土交通大臣登録第33号）として行う、
住宅性能評価業務
住宅及び建物の調査、検査、診断及び鑑定、エンジニアリングレポートの作成業務
指定確認検査機関として行う確認検査業務（指定申請準備中）

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBIアーキクオリティ株式会社 管理本部 総務管理グループ 03-5226-2433